

会 議 録

会議名	丸亀市自治推進委員会(第2回)
開催日時	平成18年12月15日(金) 午後12:30～午後15:00
開催場所	丸亀市役所 本館2階第3会議室
出席者	<p>(出席委員)</p> <p style="text-align: center;">緒方 俊則 大山 治彦 菅井 和平 高木 明美 高橋 幸子 都築 誠 岡本 孝則 熊谷 佳美 秋山 朋子 岡 千枝 岩崎 正朔 草薙 勝彦 勿田 鑛造</p> <p>(欠席委員)</p> <p style="text-align: center;">鹿子嶋 仁 西野 節子</p> <p>(説明のために出席した者)</p> <p style="text-align: center;">企画財政部長 藤岡 郁夫 企画課長 藤田 秀光 企画課副課長 大喜多 章親 企画課副主幹 重成 れい子</p>
傍聴者	1名
議事の進行及び発言の要旨	<p>1. 会長のあいさつ</p> <p>12月も中旬になり、委員の皆様には多忙な中でのご出席ありがとうございます。本日は、前回の条例案に関する審議と新しい議題も出てきているので合わせて審議いたしたい。皆様には貴重な意見をお願いします。</p> <p>2. 諮問書の提出</p> <p>3. 議事</p> <p>議事1) 丸亀市協働推進条例(案)について</p> <p>今日の審議の結果をもって、パブリックコメントを実施することになっているため、本日の会議で条例案を取りまとめたい。前回の委員会の意見をもとにした修正案と事前に提出していただいた委員の意見について事務局より説明をお願いします。</p>
会長	
事務局	事務局より説明
会長	質問や意見はあるか。

勿田委員	第4条は必要ない。自治基本条例で市民の権利及び義務が詳細に書かれているので、協働条例で書く必要はない。第4条があることで市民の範囲が狭まる。
事務局	自治基本条例の市民と協働条例の市民は全く同じとは考えていない。
勿田委員	市民に地域社会に関心を持つように強制している感じがする。協働のために市民があるのではない。
事務局	協働に関する活動は自主性、自発性を尊重するものであって、決して押しつけるものではない。
菅井委員	この条例のあいまいさがでていいる。一部の人だけに協働の義務を与えるのではなく、全住民に対して与えるものである。コミュニティは全住民を網羅しているの、それが受け皿となっていると考えている。
熊谷委員	第2条(1)～(6)でそれぞれの活動を述べたうえで、第4条から第7条があるのにここで第4条を除いたら第5～7条がいきてこない。協働は自主的に参加するものだから第4条は必要である。
勿田委員	コミュニティの役割で十分である。第4条で全市民を対象に記載すべきではない。
大山委員	努めるという言葉をごどのように受け止めるかで議論が分かれる。義務的にとればきついし、意思表示としてとれば問題はない。条例での位置づけで考えるなら強い印象がある。
岡委員	第4条は法律的には必要であるが、努めるという言葉を変えたらどうか。
事務局	努めるという表現がきついのなら、どのような表現がよいのか。
大山委員	原則的に市民活動に努めるという表現はきついので気をつけるべきである。ただ、具体的にそれに変わる言葉はわからない。
会長	コミュニティや市民団体の努めるという表現はよいのか。
大山委員	第5, 6, 7条の努めるという表現は避けたほうがよい。もう少しやわらかい表現に変えるべきである。
都築委員	努めるという単語でみれば強制的に感じるが、文章的に見れば、役割とあれ

	ば努めるでよい。
岩崎委員	努めるという表現でよい。言葉に重みがあるし、励みにもなる。
熊谷委員	市民側から努めるに異論を唱えるなら、第8, 9, 10条の行政の側もやわらかい表現にしないといけない。市民が自覚するという意味をこめて努めるでもよい。
大山委員	この意見には反対である。市民が自ら宣言する場合には努めるでもよい。ただ、条例で書くには問題がある。技術的、情動的、権限的にも行政の方が強いので、平等を確保するためにも民はやわらかく、官はきつくすべきである。市民を「促進する」、官を「努める」としても問題はない。対等に協働をするなら強い方にルールを課していかなければならない。
会長	語感と法律上の言葉の問題である。事務局で調べてもらいたい。
勿田委員	「活動の促進に努める」を「活動を進める」に変えたらどうか。
会長	そのことによって意味が変わるかどうか、事務局で調べてもらいたい。第4条以外で意見はあるか。
勿田委員	第5条に2項として「コミュニティは相互に必要な協力、共同を進めることができる。」を入れてほしい。
会長	コミュニティ間で協力することは多いのか。
勿田委員	特に旧綾歌、飯山では多い。ぜひとも文言化してほしい。
岩崎委員	事業の中には単独のコミュニティだけで行うには難しいものもある。川西コミュニティでは近隣のコミュニティと手を携えて自主防災活動をしている。特に条文にいれなくてもすでにできているからよいのではないか。
草薙委員	「コミュニティは相互に必要な協力、共同を進め、連携を深めることができる」にしたらどうか。
事務局	第6条に市民団体の連携という文言があるので、コミュニティに関しても必要だと思われる。検討したい。
高木委員	条例に「推進計画を策定する」「推進委員会を設置する」を明記してほしい。

	<p>市が主体となって協働事業を進めるのではなく、市民団体側の働きかけに有効な条例であってほしい。</p>
事務局	<p>事業がきちんと行われているかについては、各担当で進行計画に基づいてチェックできている。推進委員会の設置に関しては、自治基本条例に基づいて自治推進委員会があり、必要なことはこの委員会で検討することになっている。新たに別の委員会を作るとその所管について混乱するのではないか。</p>
会長	<p>第8条第1項の「総合的かつ計画的な施策」の中には計画は想定されていないのか。</p>
事務局	<p>市民活動推進のためには総合的な計画が必要と考えている。ただ新たな委員会を作ることは考えていない。</p>
高木委員	<p>市が計画を必要と考えているのなら、ぜひいれてほしい。現在、協働を進めているのは企画課だが、今後、生活課に移行するという事情を考えても必要だと考える。また、自治推進委員会は住民自治を進めていく会であり、協働を進めていくには協働を専門とする会が必要である。</p>
菅井委員	<p>高木委員の意見は一つの手段である。計画策定の中でやり方が決まる。条例では「総合的かつ計画的な施策」という表現にとどめておくべきである。条例でそこまで縛りつけるのはやりすぎではないか。</p>
勿田委員	<p>協働を進めるのが今後、生活課になることを考慮しても協働事業を進めるノウハウをもった協働推進委員会が必要ではないか。</p>
事務局	<p>来年度、協働事業が生活課に移行する予定だが、協働の知識を持った職員が生活課に配属される可能性が高いのでその心配はない。</p>
大山委員	<p>自治基本条例に基づく自治推進委員会は憲法96条の住民自治を促進させる組織であって、今回の条例だけをみる会ではない。協働と市民活動促進だけに力を注げる委員会が必要なのは当然のことである。ただ、条文に書くかどうかは丸亀市が選んでもよいことである。委員会の設置は条文ではなく、計画レベルのことだと思われる。議論されることは、「計画を立てる」を条文に入れるかどうかである。</p>
会長	<p>委員の意見を事務局で調整していただき、その調整された案をパブリックコメント実施前に各委員に送付してもらいたい。</p>

<p>会長</p>	<p>議事2) 条例の名称について</p> <p>名称についても事前に意見をいただいているので事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局より説明</p>
<p>会長</p>	<p>意見や質問はあるか。</p>
<p>秋山委員</p>	<p>③案がよい。短くてインパクトがある。色々な会に出るが、長い名称は覚えられない。すぐに覚えて言える名称がよい。</p>
<p>岡本委員</p>	<p>①案がよい。信頼という言葉がよい。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>③案がよい。すっきりしていて現代的な感じがする。</p>
<p>高木委員</p>	<p>協働を推進する意図が明確な①案がよい。</p>
<p>会長</p>	<p>多様な意見があるが、この委員会で一つの案を出すため、多数決で決めたい。</p> <p>多数決により①案の「信頼で築く丸亀市さわやか協働推進条例」に決定</p>
<p>会長</p>	<p>議事3) 丸亀市審議会等の委員の公募に関する条例(案)について</p> <p>この条例に関しても今日の審議の結果をもってパブリックコメントを実施することになっているので、短い時間ではあるが条例案をとりまとめたい。事務局の説明をお願いします。</p> <p>事務局の説明</p>
<p>会長</p>	<p>意見や質問はあるか。</p>
<p>草薙委員</p>	<p>第4条の規則(1)～(7)には年齢の規定がない。</p>
<p>事務局</p>	<p>年齢は第5条で20歳以上と規定している。上限は設けていない。</p>
<p>大山委員</p>	<p>他の市町村では大学生を審議会の委員に加えているところもある。大学生なら18歳ということが考えられるのだが、年齢を20歳以上とした理由はあるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>付属機関の委員であるので責任問題などを考えて20歳以上とした。</p>

大山委員	公募委員を20歳に規定することで、その他の委嘱の委員も20歳以上と規定しているのか。
事務局	特に規定していない。それぞれの審議会の性格にあわせて、審議会ごとに決めればよい。
勿田委員	第3条の「委員の一部」の意味は。
事務局	審議会の全体をとらえてその一部を公募委員とした。審議会には専門的な会もあり、全ての審議会に公募委員を入れることができないため、文言上そのような表現になった。
勿田委員	例外規定は後ろに書かれているので、一部という表現はひっかかる。
事務局	一部をのけると全委員を市民からの公募ということになる。自治基本条例で求めているのは「参加させねばならない」ということで、全審議会の数名については公募委員を含めるということである。
会長	法律用語の問題なので事務局に調べてもらいたい。
勿田委員	選考基準の取り扱いは。
事務局	第4条第1項(6)選考方法で明示することになっている。
勿田委員	客観的基準は設けていないのか。
事務局	それぞれの審議会には特色があるので、それぞれで基準を決める。統一的な基準は難しい。
勿田委員	選考結果に関する説明責任はどのように果たすのか。
事務局	条例では明記していないが、全員に周知は当然で、これによって結果の説明責任を果たすと考え方には記載している。
熊谷委員	第8条に関して、今回の自治推進委員を選ぶ際に、市から男女の指定やどこコミュニティにするか指定したのか。選ぶ基準がよく分からない。丸亀市は男女共同参画に力をいれていて会の40%を女性にしないといけないから女性を指名するといったことはないのか。

事務局	<p>色々な視点から討論し、その会にふさわしい人を選んでいる。</p>
岡委員	<p>全国的に言えるのは、女性が会に占める割合は40%が多い。女性の方が身近な意見が言えるのでいいのではないか。</p>
大山委員	<p>条文に書くかどうかは別にして、障害者が排除されることはないのか。確認したい。</p>
事務局	<p>それはない。</p>
会長	<p>色々な意見が出されたが、事務局において調整していただきパブリックコメント実施前に委員の皆様へ報告したい。今後のパブリックコメント実施に関する作業などを事務局から説明があればお願いする。</p>
事務局	<p>12月22日から1月22日までの1ヶ月間、ホームページ、市役所、市民総合センター、各コミュニティセンターにおいてパブリックコメントを行う。委員の皆様には今日の審議をもとに調整したものをパブリックコメントでの公表前に事前配布する。</p> <p>また次回会議までには、パブリックコメントの結果をとりまとめたものを送付するので、事務局対応案について確認していただき、委員会として条例(案)として取りまとめ、市長に答申をすることになる。</p> <p>そして3月議会に議案として提案し、4月施行ということで作業を進めていきたい。</p> <p>議事4) 次回委員会の日程について 日時：平成19年1月30日(火) 午前10:00～ 場所：丸亀市役所 本館2階第3会議室</p>

